

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 商業施設等復興整備事業の概要

(平成25年度補正予算330億円の内数・平成27年度予算360億円の内数)

<目的>

- 津波による甚大な被害を受けた沿岸地域において、速やかな住民帰還や雇用創出に資する企業立地を進めるためには、住民生活を支える商業機能の回復が必要。
- また、仮設店舗等で営業を再開した被災事業者の本設移行先での経営の持続性の高い事業環境を提供することも復興の本格化のため不可欠。
- このため、まちづくり会社等が行う商業施設等の整備を支援することで、被災地域における商業機能の回復を図るとともに住民の早期帰還と復興の加速を図る。

<概要>

(1)対象地域

○岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村

※福島県の原子力災害被災地域(避難指示解除区域等)における商業施設整備については、平成28年度から「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」で支援。

(2)対象事業

○被災自治体が策定し、内閣総理大臣認定を受けた「まちなか再生計画」に基づき、まちづくり会社等が行う商業施設及び付帯施設・設備の整備

補助対象経費・補助率

商業施設及び付帯施設、設備の整備に要する費用
(土地の取得に要する費用を除く。)

補助率:被災中小企業分3/4以内
中小企業分2/3以内
その他分1/2以内

